

令和7年第1回清須市議会臨時会会議録

令和7年5月8日、令和7年第1回清須市議会臨時会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

1 番	伊 藤 奈 美	2 番	浅 妻 奈々子
3 番	齊 藤 紗綾香	4 番	土 本 千亜紀
5 番	松 岡 繁 知	6 番	山 内 徳 彦
7 番	富 田 雄 二	8 番	松 川 秀 康
9 番	大 塚 祥 之	10 番	小 崎 進 一
11 番	飛 永 勝 次	12 番	野々部 享
13 番	岡 山 克 彦	14 番	林 真 子
15 番	加 藤 光 則	16 番	高 橋 哲 生
17 番	伊 藤 嘉 起	18 番	久 野 茂
19 番	浅 井 泰 三	20 番	成 田 義 之
21 番	天 野 武 藏		

計 21名

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市		長	永	田	純	夫
副	市	長	葛	谷	賢	二
教	育	長	天	埜	幸	治

企 画 部 長
 総 務 部 長
 危 機 管 理 部 長
 市 民 環 境 部 長
 健 康 福 祉 部 長
 会 計 管 理 者
 教 育 部 長
 監 査 委 員 事 務 局 長
 企画部次長兼人事秘書課長
 総務部次長兼財政課長
 総務部次長兼財産管理課長
 危機管理部次長兼危機管理課長
 市民環境部次長兼保険年金課長
 市民環境部次長兼産業課長
 健康福祉部次長兼児童保育課長
 健康福祉部次長兼健康推進課長
 建設部次長土木課長
 教育部次長兼生涯学習課長
 教育部次長兼学校給食センター管理事務所長
 企画政策課長
 税 務 課 長

岩 田 喜 一
 林 智 雄
 飯 田 英 晴
 石 田 隆
 丹 羽 久 登
 檜 本 雄 介
 石 黒 直 人
 辻 清 岳
 岡 田 善 紀
 服 部 浩 之
 所 邦 治
 舟 橋 監 司
 浅 野 英 樹
 梶 浦 庄 治
 吉 野 厚 之
 古 川 伊 都 子
 前 田 敬 春
 大 沼 賀 敬
 吉 田 剛
 神 野 満 裕
 酒 井 雄 一 郎

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長
 議会事務局次長兼議事調査課長
 議 事 調 査 課 課 長 補 佐
 議 事 調 査 課 主 任

後 藤 邦 夫
 鹿 島 康 浩
 岡 田 一 実
 速 水 真 由 美

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議長辞職許可について
- 追加日程第 1 議長の選挙
- 日程第 4 副議長辞職許可について
- 追加日程第 2 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 8 清須市議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第 9 清須市特定構造物改築対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 10 清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 11 西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について
- 日程第 12 五条広域事務組合議会議員辞職許可について
- 追加日程第 3 西春日井広域事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 4 五条広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 13 清須市都市計画審議会委員の選任について
- 日程第 14 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 15 承認第 2 号 専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 16 承認第 3 号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 17 承認第 4 号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前9時30分 開会)

議長(岡山克彦君)

おはようございます。

令和7年第1回清須市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、長谷川建設部長から欠席の届出が提出されています。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番大塚議員、10番小崎議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山克彦君)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたします。

ここで、副議長と交代いたします。

副議長(富田雄二君)

副議長の富田でございます。

岡山議長に代わりまして、議長職を務めさせていただきます。

御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第3、「議長辞職許可について」を議題といたします。

岡山議長から議会運営上の申し合わせ事項第91号の規定により、辞職願が提出されています。

地方自治法第117条の規定により、岡山議長の退席を求めます。

< 岡山議長退場 >

副議長(富田雄二君)

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、朗読させていただきます。

令和7年4月18日

清須市議会副議長、富田雄二様

清須市議会議長、岡山克彦

辞職願

私は、この度、申合せ任期満了により、令和7年5月8日をもって清須市議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（富田雄二君）

お諮りいたします。

岡山議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

副議長（富田雄二君）

異議なしと認めます。

よって、岡山議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

岡山議員の入場を認めます。

< 岡山議員入場 >

副議長（富田雄二君）

ここで、岡山議員から挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

挨拶は、発言席をお願いいたします。

岡山議員、お願いいたします。

< 13番議員（岡山克彦君）登壇 >

13番議員（岡山克彦君）

皆様、改めておはようございます。

昨年5月より1年間、長いようで短いような気がします。富田副議長、また議員各位に支えら

れまして、この１年間、どうにかやってこれました。本当に皆さんの御支援ありがとうございました。

また、今回、何事にも代えられない、いろいろな経験をさせていただきました。また、県、国、これらに出向議員として行かせていただきまして、他府県いろんな議長と意見交換などをしました。これが、すごく有意義だと思いました。うちの話もしましたし、よその話も聞いて、良いところ、悪いところが分かるようになりました。今後このような経験を基にしまして、清須市議会、また清須市の発展に少しでも力添えできるように頑張っていきたいと思います。

改めて、議員各位、また、当局の皆様、それから、議会事務局の皆様、本当に１年間、温かく御支援ありがとうございました。

簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

副議長（富田雄二君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

副議長（富田雄二君）

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第１、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

副議長（富田雄二君）

ただいまの出席議員数は、２１名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

副議長（富田雄二君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（富田雄二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

副議長（富田雄二君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。議会事務局長より順番に氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、伊藤奈美議員。2 番、浅妻議員。3 番、齊藤議員。4 番、土本議員。5 番、松岡議員。6 番、山内議員。8 番、松川議員。9 番、大塚議員。10 番、小崎議員。11 番、飛永議員。12 番、野々部議員。13 番、岡山議員。14 番、林議員。15 番、加藤議員。16 番、高橋議員。17 番、伊藤嘉起議員。18 番、久野議員。19 番、浅井議員。20 番、成田議員。21 番、天野議員。最後に、富田副議長、お願いいたします。

副議長（富田雄二君）

投票漏れはありませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（富田雄二君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、飛永議員、12番、野々部議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の飛永議員、野々部議員、開票の立会いをお願いいたします。

< 開票 >

副議長（富田雄二君）

立会人の飛永議員、野々部議員は、自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票21票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、成田議員21票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、成田議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

副議長（富田雄二君）

ただいま議長に当選されました成田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました成田議員より当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

成田議員、お願いいたします。

< 新議長（成田義之君）登壇 >

議長（成田義之君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長に就任させていただきました成田でございます。

高齢者の私に投票していただきまして、本当にありがとうございました。責任の重大さをひしひしと感じております。

今年は、市長が述べておられるように市制20周年ということで、もろもろの行事がございます。私も精いっぱい努めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

議会と行政のパイプ役として公平公正を胸にいたしまして一生懸命務めさせていただきますので、議員各位の皆様方の御助言なり御指導を心からお願いを申し上げ、簡単でございますが、議

長就任の御挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

副議長（富田雄二君）

議長が決まりましたので、ここで、交代いたします。

御協力どうもありがとうございました。

ここで、９時５５分まで休憩いたします。

（ 時に午前９時４８分 休憩 ）

（ 時に午前９時５２分 再開 ）

議長（成田義之君）

皆さんおそろいですので、時間的にちょっと早いようですが、始めさせていただきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから会議の進行に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第４、「副議長辞職許可について」を議題といたします。

富田副議長から議会運営上の申し合わせ事項第９１号の規定により、辞職願が提出されています。

地方自治法第１１７条の規定により、富田副議長の退席を求めます。

< 富田副議長退場 >

議長（成田義之君）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、朗読させていただきます。

令和７年４月１８日

清須市議会議長、岡山克彦様

清須市議会副議長、富田雄二

辞職願

私は、この度、申合せ任期満了により、令和７年５月８日をもって清須市議会副議長の職を辞

したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

富田副議長の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、富田副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

富田議員の入場を認めます。

< 富田議員入場 >

議長（成田義之君）

ここで、富田議員から挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

挨拶は、発言席でお願いいたします。

富田議員。

< 7番議員（富田雄二君）登壇 >

7番議員（富田雄二君）

議員の皆様、そしてまた、市長を始め職員の皆様の御理解、御協力によりまして副議長の職を全うすることができました。本当にありがとうございました。

この1年間、清須市のみならず、先ほども議長がお話ししましたように、他市町との意見交換会など本当に貴重な経験をさせていただきました。この経験が無駄にすることなく、これからは、一議員としてまた市政の発展に尽力してまいりたいと思っております。引き続き皆様の御指導、御鞭撻（べんたつ）を賜りますようよろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、副議長退任の御挨拶とさせていただきます。

本当に1年間ありがとうございました。

議長（成田義之君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(成田義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたします。

追加日程第2、「副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

議長(成田義之君)

ただいまの出席議員は、21名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

議長(成田義之君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(成田義之君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

議長(成田義之君)

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。議会事務局長より順番に氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、伊藤奈美議員。2 番、浅妻議員。3 番、齊藤議員。4 番、土本議員。5 番、松岡議員。
6 番、山内議員。7 番、富田議員。8 番、松川議員。9 番、大塚議員。10 番、小崎議員。
11 番、飛永議員。12 番、野々部議員。13 番、岡山議員。14 番、林議員。15 番、加藤議員。
16 番、高橋議員。17 番、伊藤嘉起議員。18 番、久野議員。19 番、浅井議員。21 番、
天野議員。最後に、成田議長、お願いいたします。

議長（成田義之君）

投票漏れはありませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番、岡山議員、14番、林議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の岡山議員、林議員、開票の立会いをお願いいたします。

< 開票 >

議長（成田義之君）

立会人の岡山議員、林議員は、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票20票、無効投票1票でございます。

有効投票のうち、松岡議員19票、加藤議員1票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、松岡議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

議長（成田義之君）

ただいま副議長に当選されました松岡議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました松岡議員より当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

松岡議員。

< 新副議長（松岡繁知君）登壇 >

新副議長（松岡繁知君）

ただいま栄誉ある清須市議会副議長の選任をいただき、心より厚く感謝を申し上げます。

この職をいただいたからには、しっかりと成田議長を支え、皆様のお力をいただきながら、更なる議会の活性化、そして、円滑な議会運営を努めてまいります。今後とも更なる皆様のお力をいただきながら、この職を全うさせていただきますので、御指導、御鞭撻（べんたつ）をよろしく申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（成田義之君）

日程第5、「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員会の委員定数は、委員会条例第2条の規定により、総務常任委員会7名、福祉常任委員会7名、建設文教常任委員会7名となっております。また、常任委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定により、1年となっております。

なお、各常任委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

ここで、議会運営上の申し合わせ事項第84号の規定により、副議長と協議いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

松岡副議長、こちらへお願いいたします。

（ 時に午前10時8分 休憩 ）

（ 時に午前10時10分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会事務局長より各常任委員を発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

議会事務局長の後藤です。

それでは、各常任委員会委員を発表いたします。

総務常任委員会委員は、成田議長、久野議員、岡山議員、飛永議員、小崎議員、齊藤議員、伊藤奈美議員、以上7名でございます。

福祉常任委員会委員は、天野議員、加藤議員、林議員、松川議員、山内議員、松岡副議長、朝妻議員、以上7名でございます。

建設文教常任委員会委員は、浅井議員、伊藤嘉起議員、高橋議員、野々部議員、大塚議員、富田議員、土本議員、以上7名でございます。

議長（成田義之君）

ありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表のとおり、それぞれ指名することに決定しました。

それでは、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各常任委員会の臨時の委員長には、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。

それでは、各委員会の臨時の委員長を申し上げます。

総務常任委員会は、私、成田が、福祉常任委員会は天野議員、建設文教常任委員会は浅井議員、以上でございます。

なお、臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら、議長まで御報告をお願いいたします。

各常任委員会の開催場所を指定いたします。

総務常任委員会は和室1、福祉常任委員会は和室2、建設文教常任委員会は研修室4といたし

ます。

ここで、暫時休憩いたします。

(時に午前 10 時 11 分 休憩)

(時に午前 10 時 15 分 再開)

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、議会事務局長より発表をお願いいたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、各常任委員会正副委員長を発表いたします。

総務常任委員会、委員長、齊藤議員、副委員長、小崎議員。

福祉常任委員会、委員長、浅妻議員、副委員長、林議員。

建設文教常任委員会、委員長、土本議員、副委員長、野々部議員。

以上でございます。

議長（成田義之君）

ありがとうございました。

日程第 6、「議会運営委員会の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会の委員定数は、委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、8 名となっております。
また、任期は、委員会条例第 5 条第 3 項の規定により、1 年となっております。

議会運営委員会の委員の選任につきましても、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

議会申し合わせ事項第 84 号の規定により、副議長と協議をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

松岡副議長、こちらをお願いいたします。

(時に午前 10 時 16 分 休憩)

(時に午前 10 時 17 分 再開)

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会事務局長より議会運営委員会委員を発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、議会運営委員会委員を発表いたします。

浅井議員、伊藤嘉起議員、加藤議員、小崎議員、富田議員、土本議員、齊藤議員、浅妻議員、
以上８名でございます。

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり、指名することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表のとおり、指名することに決定いたしました。

委員会条例第８条第２項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長につきましては、委員会条例第９条第２項の規定により、年長の委員が委員長職務を行うことになっております。

臨時の委員長は、浅井議員をお願いいたします。

浅井議員は、正副委員長が決まりましたら、議長まで御報告をお願いいたします。

委員会の開催場所につきましては、研修室４といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

（ 時に午前１０時１８分 休憩 ）

（ 時に午前１０時１９分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、議会事務局長より発表をお願いいたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、議会運営委員会正副委員長を発表いたします。

委員長、富田議員、副委員長、小崎議員。

以上でございます。

議長（成田義之君）

日程第 7、「清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について」から日程第 10、「清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について」までの 4 案件を一括議題といたします。

各特別委員会委員の任期は、委員会条例第 6 条第 3 項の規定により、付議された事件が議会において審議されている間となっておりますが、議会申し合わせ事項第 9 2 号の規定により、1 年といたしますので、改めて選任することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員を改めて選任することに決定いたしました。

ここで、各特別委員会委員の選出委員数を申し上げます。

委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、それぞれ特別委員会設置の際に議決されており、議会広報特別委員会が 6 名、その他の特別委員会の定数は、それぞれ 8 名となっております。

選任の方法につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

議会申し合わせ事項第 8 4 号の規定により、副議長と協議いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

松岡副議長、こちらにお願いいたします。

（ 時に午前 10 時 21 分 休憩 ）

（ 時に午前 10 時 22 分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、特別委員会の構成を発表いたします。

特別委員会の構成は、タブレットのmoreNOTEに構成表を配布しました。

タブレットを御覧ください。

お諮りいたします。

ただいま配布しました構成表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(成田義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま配布した構成表のとおり、それぞれ指名することに決定をいたします。

ここで、委員会条例第8条第2項の規定により、各特別委員会の正副委員長の互選を順次お願いいたします。

最初に、議会改革推進等調査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、年長の委員である浅井議員をお願いいたします。

議会改革推進等調査特別委員会が終了いたしましたら、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、小崎議員をお願いいたします。

議会広報特別委員会が終了しましたら、特定構造物改築対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、野々部議員をお願いいたします。

特定構造物改築対策特別委員会が終了しましたら、駅周辺開発推進対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、天野議員をお願いいたします。

全ての特別委員会の開催場所は、研修室4といたします。

各臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

それでは、ここで、暫時休憩といたします。

(時に午前10時24分 休憩)

(時に午前10時28分 再開)

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、議会事務局長より発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、各特別委員会正副委員長を発表いたします。

議会改革推進等調査特別委員会、委員長、飛永議員、副委員長、齊藤議員。

議会広報特別委員会、委員長、伊藤奈美議員、副委員長、小崎議員。

特定構造物改築対策特別委員会、委員長、伊藤嘉起議員、副委員長、高橋議員。

駅周辺開発推進対策特別委員会、委員長、大塚議員、副委員長、加藤議員。

以上でございます。

議長（成田義之君）

日程第11、「西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について」を議題といたします。

議会申し合わせ事項第94号の規定により、伊藤嘉起議員、加藤議員、岡山議員、浅妻議員より西春日井広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、伊藤嘉起議員、加藤議員、岡山議員、浅妻議員の退席を求めます。

＜ 伊藤嘉起議員、加藤議員、岡山議員、浅妻議員退場 ＞

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

この西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、伊藤嘉起議員、加藤議員、岡山議員、浅妻議員の西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤嘉起議員、加藤議員、岡山議員、浅妻議員の入場を認めます。

< 伊藤嘉起議員、加藤議員、岡山議員、浅妻議員入場 >

議長（成田義之君）

ここで、副議長と交代いたします。

副議長（松岡繁知君）

副議長の松岡でございます。

成田議長に代わりまして、議長職を務めさせていただきます。

日程第12、「五条広域事務組合議会議員辞職許可について」を議題といたします。

議会申し合わせ事項第94号の規定により、成田議長より五条広域事務組合議会議員辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、成田議長の退席を求めます。

< 成田議長退場 >

副議長（松岡繁知君）

お諮りいたします。

この五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議はございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

副議長（松岡繁知君）

異議なしと認めます。

よって、成田議長の五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

成田議長の入場を認めます。

< 成田議長入場 >

副議長（松岡繁知君）

ここで、議長と交代いたします。

議長（成田義之君）

引き続き五条広域事務組合議会議員辞職許可について、議会申し合わせ事項第94号の規定により、天野議員、浅井議員、大塚議員、土本議員、齊藤議員より五条広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、天野議員、浅井議員、大塚議員、土本議員、齊藤議員の退席を求めます。

< 天野議員、浅井議員、大塚議員、土本議員、齊藤議員退場 >

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

この五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、天野議員、浅井議員、大塚議員、土本議員、齊藤議員の五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

天野議員、浅井議員、大塚議員、土本議員、齊藤議員の入場を認めます。

＜ 天野議員、浅井議員、大塚議員、土本議員、齊藤議員入場 ＞

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

ただいま西春日井広域事務組合議会議員及び五条広域事務組合議会議員の辞職に伴い、西春日井広域事務組合議会議員及び五条広域事務組合議会議員が欠員となりました。

ここで、西春日井広域事務組合議会議員の選挙及び五条広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として日程の順序を変更し、それぞれ直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、西春日井広域事務組合議会議員の選挙及び五条広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として日程の順序を変更し、それぞれ直ちに選挙を行うことに決定いたします。

追加日程第3、「西春日井広域事務組合議会議員の選挙」及び追加日程第4、「五条広域事務組合議会議員の選挙」の2案件につきましては、一部事務組合議会の代表議員の選挙でございますので、これを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、2 案件は一括議題といたします。

追加日程第 3、「西春日井広域事務組合議会議員の選挙」及び追加日程第 4、「五条広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

組合議会の代表議員につきましては、組合規約で、組合市町の議会において選挙により行うことになっております。

また、各組合議会の代表議員の任期は、議会申し合わせ事項第 9 4 号の規定により、1 年となっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項及び議会申し合わせ事項第 8 6 号の規定により、議長が会議に諮って指名推選することとされています。

ここで、各組合議会の代表議員の選出議員数を申し上げます。

西春日井広域事務組合議会の選出議員数は、4 名です。

五条広域事務組合議会の選出議員数は 7 名ですが、組合規約で、組合市の議会の議長及び組合市の議会においてその議会の議員の中から選挙された者となっておりますので、この選挙では、議長を除く 6 名の議員を選挙いたします。

ここで、議会申し合わせ事項第 8 6 号の規定により、副議長と協議いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

松岡副議長、こちらにお願いいたします。

（ 時に午前 1 0 時 3 9 分 休憩 ）

（ 時に午前 1 0 時 3 9 分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、指名推選する各組合議会議員を議会事務局長より発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、各組合議会の代表議員を発表します。

西春日井広域事務組合議会議員には、慣例による充て職であります成田議長及び齊藤総務常任委員長の 2 名、残りの 2 名は岡山議員、野々部議員、以上 4 名でございます。

五条広域事務組合議会議員には、規約による充て職であります成田議長、残りの 6 名は浅井議

員、久野議員、高橋議員、加藤議員、富田議員、伊藤奈美議員、以上7名でございます。

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

ただいま発表したとおり、それぞれ指名推選することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表したとおり、それぞれ指名推選することに決定しました。

日程第13、「清須市都市計画審議会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

審議会委員の任期につきましては、都市計画審議会条例第3条第2項の規定により、2年となっていますが、議会申し合わせ事項第95号の規定により、1年としていますので、改めて選任することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、都市計画審議会の委員を改めて選任することに決定しました。

ここで、審議会委員の選出委員数を申し上げます。

都市計画審議会の委員の選出委員数は、2名でございます。

選任の方法につきましては、議会申し合わせ事項第87号の規定により、正副議長に一任することとなっております。

ここで、副議長と協議します。

ここで、暫時休憩といたします。

松岡副議長、こちらにお願いいたします。

（ 時に午前10時41分 休憩 ）

（ 時に午前10時42分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、都市計画審議会委員を議会事務局長より発表します。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、都市計画審議会委員を発表いたします。

林議員、山内議員。

以上でございます。

議長（成田義之君）

ここで、１０時５５分まで休憩いたします。

（ 時に午前１０時４３分 休憩 ）

（ 時に午前１０時５４分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１４、同意第１号は人事案件ですので、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたします。

日程第１４、同意第１号「監査委員（議員）の選任について」を議題といたします。

ここで、同意第１号の該当議員が議場におられますので、地方自治法第１１７条の規定により、天野議員の退席を求めます。

< 天野議員退場 >

議長（成田義之君）

市長より提案理由の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田純夫君）登壇 >

市長（永田純夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

同意第1号、監査委員（議員）の選任につきましては、清須市上条一丁目3番地10、天野武蔵議員を清須市監査委員に選任することについて、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の経歴は、本日御配布いたしました同意案の2ページに記載をいたしました。

御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

この案件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

同意第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は選任同意することに決定いたしました。

ここで、天野議員の入場を許可いたします。

< 天野議員入場 >

議長（成田義之君）

お諮りいたします。

日程第15、承認第2号から日程第17、承認第4号までの3案件を一括議題とし、提案理由及び内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論を行い、採決することが議会運営委員会で決定しております。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

日程第１５、承認第２号「専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について」から日程第１７、承認第４号「専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について」までの３案件を一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

＜ 市長（永田純夫君）登壇 ＞

市長（永田純夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

承認第２号、「専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について」につきましては、地方税法の一部改正に伴い、二輪の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の区分の追加等を行ったものでございます。

承認第３号、「専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について」につきましては、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理したものでございます。

承認第４号、「専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について」につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行ったものでございます。

なお、承認第２号から第４号までは、いずれも令和７年３月３１日付けで専決処分した事件について、地方自治法の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（成田義之君）

日程第１５、承認第２号「専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について」及び日程第１６、承認第３号「専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について」の２案件について、総務部長より一括して内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

林総務部長。

< 総務部長（林智雄君）登壇 >

総務部長（林智雄君）

総務部長の林です。

承認第2号及び第3号を続けて御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にいただき、令和7年第1回清須市議会臨時会市長提出議案等の1ページと令和7年第1回清須市議会臨時会市長提出議案等説明資料の1ページを御覧ください。

まず、議案等の1ページです。

承認第2号

専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

7年専決第2号

専決処分書

清須市税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

清須市長、永田純夫

専決処分した理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、4月1日から施行すべき市税条例の規定について、一部改正法律の公布日と同日の令和7年3月31日付けで専決処分したものです。

3ページを御覧ください。

清須市条例第19号

清須市税条例の一部を改正する条例

清須市税条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の 1 ページを御覧ください。

一つ目の丸は、この一部改正条例の概要です。地方税法の一部改正に伴い、二輪の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の区分の追加等を行うこととしたものです。

四つ目の丸は、主な改正の内容です。主な改正内容は、表にありますように軽自動車税が 2 点、固定資産税が 1 点の 3 点です。

まず 1 点目は、二輪の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の区分の追加です。

あわせて、議案等の 3 ページも御覧いただきまして、本則の 4 行目です。第 82 条第 1 号の改正は、新たな区分として設けられる 125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下の二輪の原動機付自転車として種別割、年額 2,000 円を課すものです。

つぎに、2 点目です。減免申請時のマイナ免許証に係る規定の整備です。

あわせて、議案等の 3 ページも御覧いただきまして、中段です。第 90 条の改正は、マイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時におけるマイナ免許証の取扱いについて規定を整備するものです。

最後に 3 点目です。大規模修繕が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置に係る特例です。

あわせて、議案等の 4 ページも御覧いただきまして、6 行目です。附則第 10 条の 3 の改正は、マンションの管理者等から必要書類の提出がある場合に、所有者からの減額措置に係る申告書の提出を不要とするものです。

附則です。

第 1 条は、施行期日です。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条の規定は、固定資産税に関する経過措置。

第 3 条の規定は、軽自動車税に関する経過措置の規定です。

承認第 2 号の説明は、以上です。

つぎに、承認第 3 号です。

議案の 5 ページを御覧ください。

承認第 3 号

専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分した事件について、同条第 3 項の規定に

より、議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

清須市長、永田純夫

6 ページを御覧ください。

7 年専決第 3 号

専決処分書

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

清須市長、永田純夫

専決処分した理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、4 月 1 日から施行すべき市都市計画税条例の規定について、一部改正法律の公布日と同日の令和 7 年 3 月 31 日に専決処分したものです。

7 ページを御覧ください。

清須市条例第 20 号

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例

清須市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の 2 ページを御覧ください。

一つ目の丸は、この一部改正条例の概要です。地方税法の一部改正に伴い、規定を整理することとしたものです。

四つ目の丸は、改正の内容です。改正内容は、表にありますように、都市計画税の課税標準の特例に係る引用規定の整理と法人番号の定義に係る引用規定の整理の 2 点です。

あわせて、議案等の 7 ページも御覧いただきまして、本則の 3 行目です。

附則第 4 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

以下、同様に地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律より引用する引用規定の項ずれを整理したものです。

附則です。

第 1 項は、施行期日です。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置の規定です。

承認第3号の説明は、以上です。

以上で、承認第2号及び第3号の説明を終わります。

議長（成田義之君）

日程第17、承認第4号「専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について」、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

承認第4号について御説明いたします。

提出議案等の9ページと説明資料の3ページを御覧ください。

はじめに、提出議案等の9ページを御覧ください。

承認第4号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

清須市長、永田純夫

10ページを御覧ください。

7年専決第4号

専決処分書

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

清須市長、永田純夫

11ページを御覧ください。

清須市条例第21号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容について御説明いたします。

説明資料の３ページを御覧ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うため、改正するものでございます。

上から四つ目の丸印になりますが、課税限度額の引上げにつきましては、基礎課税額に係る課税限度額を現行の６５万円から６６万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の２４万円から２６万円に改めるもので、これにより、１世帯の課税限度額の合計は１０６万円から１０９万円となります。

介護納付金課税額については、変更はございません。

その下の丸印になりますが、所得判定基準の見直しについては、経済動向等を踏まえ、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯において、軽減基準額を５割軽減で被保険者一人当たり２９万５，０００円から３０万５，０００円に、２割軽減で被保険者一人当たり５４万５，０００円から５６万円にそれぞれ改めるものでございます。

市長提出議案等の１１ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました課税限度額及び所得判定基準の記載がございます清須市国民健康保険税条例第２条及び第２３条の規定を改正するものでございます。

附則としまして、第１項、施行期日になりますが、この条例は令和７年４月１日から施行するものです。

第２項、経過措置になりますが、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

承認第４号についての御説明は、以上でございます。

議長（成田義之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

承認第２号に質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(成田義之君)

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(成田義之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(成田義之君)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長(成田義之君)

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本件は、承認されました。

承認第3号に質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(成田義之君)

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(成田義之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(成田義之君)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第３号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本件は、承認されました。

承認第４号に質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

１５番議員（加藤光則君）

議席１５番、加藤です。

承認第４号、清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認についてお伺いいたします。

２０２５年度の国民健康保険の賦課限度額が今述べられたように、合計すると１０９万円となるわけであります。基礎分と後期高齢者分が引上げになるわけですが、この上限額に達するのは、本市で言えば、加入者の大体年収はどれぐらいの方が対象になるのか伺いたいと思います。

議長（成田義之君）

浅野課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

賦課限度額の上限に達する収入金額ですけれども、１人で給与収入の場合、収入１，１５３万円以上の方が限度額に達します。

御家族３人で御夫婦と学生の子ども１人の場合ですと、御主人が１，０６８万３，０００円以上で、奥様とお子様は９８万円、合計で１，２６４万３，０００円以上の方が上限に達すると計算させていただいています。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今、年収を述べられたわけですがけれども、厚生労働省が発表されている統計によると、実際に賦課限度額いっぱい保険税を支払っている人は加入者全体の中で約1.5%しかいないということが言われているわけですが、今言われたような加入者の方は、本市の場合、どれぐらいの割合でおみえになるのか伺います。

議長（成田義之君）

浅野課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課の浅野でございます。

まず賦課限度額を改正する前ですが、医療費分で6年度実績でいきますと1.89%でございます。賦課限度額を改正したことによりまして、医療分につきましては1.85%になる見込みでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

ということは、全国の統計よりも本市の場合は、賦課限度額を超える方が多いということだと思っております。そうすると、大体予算のとき9,000人ぐらいですから、百六、七十人の方がこういう対象になるということだろうと思っておりますが、収入多い方もおみえになるということが今言われます。そうすると、どれぐらいの増収になるのかを伺います。

議長（成田義之君）

浅野課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

賦課限度額を改正するに当たりまして、医療分と後期支援分を両方合わせて約355万円の増収見込みでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今回限度額が109万円となるわけですが、引き上げても、うちの場合は1.8%となると、それを見ても増収効果は限定的であり、医療費の急増や少子高齢化による財政圧迫には根本的な対応にはなっていないわけであります。現在、国保の財政には、国や県や市町村の公費が50%程度投入されているわけでありますが、それでも本当に自治体の負担が重いわけであります。1.5%、うちでは1.8%ですが、高所得者への負担強化だけでは私は本当に不十分であって、国全体として医療制度を支えるためには、国庫負担の拡充は不可欠であるということをまず述べておきたいと思います。

続いて、所得判定基準の見直しについてお聞きしたいと思います。

今回、軽減基準が引き上げられると、より多くの世帯が軽減対象となって保険税の負担が軽減されていくだろうということが期待されるわけでありますが、本市においてどのような影響があるのか伺いたいと思います。

議長（成田義之君）

浅野課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

この軽減判定の引上げにつきましては、物価高騰により、今まであった軽減判定から外れてしまう方を拾うものでございまして、影響額としてはあまりないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

この制度変更は、本来なら私は、前年度の新年度予算が確定する前に発表することが原則化すべきだと思うわけでありますが、軽減制度の対象になるかどうか分かるのが、この予算議会が終わってからの臨時議会、本日であります。この時期だと、非常に今また新たに職員の負担が重くて、説明責任等も発生しやすくなると、不足しておったということも短期の間にやらないかんわけですが、この辺の手続的な問題、課題については、どういうふうに認識されているのか伺いたいと思います。

議長（成田義之君）

浅野課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

確かに議員のおっしゃるとおり、本来だったら3月議会でやるのが筋だと思うんですけど、こちらにつきましては、地方税法が3月31日に改正されたということでございまして、そこからタイトなスケジュールでやらなきゃいけないというのは、こちらとしては思っております。ですけど、この軽減判定につきましては、市民の方がなるべく軽減判定から落ちないようにするということでございますので、早めにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

正にそのとおりでありまして、周知についてであります。軽減を受けるためには世帯の全員の所得申告を行っていくことが必要でありますし、未申告の人がいると軽減適用されない場合も出てくるわけでありまして。

また、軽減判定、賦課期日ですか、これは4月1日現在の世帯状況で行われるわけですが、年度途中での加入や脱退があっても賦課期日現在の状況が基準となったと思いますが、この周知については、本当に現場でやられている職員の方は大変だと思いますが、どういうふうに考えられているのかお伺いいたします。

議長（成田義之君）

浅野課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まずこちらの周知なんですけれども、広報等で周知させていただいておりますし、ホームページでも周知させていただいております。

また、年度途中に国保に転入とかで加入される方とか社保離脱で加入される方につきましては、未申告の方がみえれば、窓口のほうですぐに申告していただいて、すぐ軽減措置をさせていただくというふうな形で対応させていただいております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

この国保制度は、社会的弱者や高齢者を含む幅広い層の方が対象の制度であります。だからこそ、早期の周知、分かりやすい情報提供、制度変更の事前の確定をしたらすぐに皆さん方が今言ったように周知を早くするという、それから、情報提供をするという制度の信頼性を保っていく、このことが重要かと思います。住民の皆さん、市民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりにつなげていただきたいと思いますし、市民の方一人一人が制度の変更に理解と納得を持って向き合えるような情報提供と更なる支援体制の充実をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（成田義之君）

他にございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本件は、承認されました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回清須市議会臨時会を閉会といたします。

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

(時に午前 1 1 時 2 4 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年5月8日

前議長 岡 山 克 彦

前副議長 富 田 雄 二

議 長 成 田 義 之

副 議 長 松 岡 繁 知

署名議員 大 塚 祥 之

署名議員 小 崎 進 一